

人材紹介契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社L i e n（以下「乙」という。）とは、人材紹介業務に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務内容）

- 1 乙は、甲に対し、甲における雇用の可能性を検討するため、甲が別途指定する要件を備えた人材（以下「候補者」という。）を甲に紹介する（以下「本業務」という。）。）。。
- 2 乙は、本業務を善良な管理者としての注意義務をもって遂行するものとし、甲の指定する候補者に関わるデータその他の情報を甲に対して提供する。

第2条（対価）

- 1 甲は、乙による紹介後1年以内に甲と候補者との間で雇用契約（以下「本雇用契約」といい、本雇用契約が成立した候補者を「本被用者」という。）が有効に締結され、候補者が甲に入社した場合、乙に対し、本業務履行の対価として、次項に基づき算出された対価（以下「本対価」という。）を、本条第3項に定める方法により支払う。
- 2 本対価は、本雇用契約において定められた本被用者の年収額の30%に相当する金額（税別）とする。本被用者の年収額とは、本雇用契約の締結の際に甲が乙に対し書面により「理論年収」として通知する金額のみをいうものとし、本雇用契約に基づき又は関連して本被用者に対して支払われるその他の金員（通勤手当、住宅手当、入社準備金等を含むがこれらに限られない。）は含まれないものとする。
- 3 乙は、毎月末日締めで本対価を算出のうえ、請求書を同日付で作成し、翌月10日までに甲に対して送付するものとする。甲は、乙に対し当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により本対価を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 第1項の対価については、甲の紹介から1年以内に甲又は甲の関連会社が乙を經由せずに当該候補者を採用した場合（甲が1度候補者の不採用を決定した場合を含む）にも発生するものとする。

第3条（対価の返還）

- 1 本雇用契約が締結後6か月以内に終了した場合、乙は、甲に対し、甲より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - (1) 本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の70%に相

当する金額

- (2) 本雇用契約成立後 1 か月を超え 2 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 50%に相当する金額
 - (3) 本雇用契約成立後 2 か月を超え 3 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 30%に相当する金額
 - (4) 本雇用契約成立後 3 か月を超え 6 か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の 10%に相当する金額
- 2 前項の金額の返還は、乙が、甲に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、甲が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、乙の負担とする。

第4条（免責）

- 1 乙は紹介による雇用契約の成立を保証するものでなく、候補者が入職辞退した場合でも、乙は甲に対して一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。
- 2 乙が甲に提供する候補者に関する情報は、候補者の自己申告・自己責任で作成されたものであり、乙がその内容の正確性を保証するものではない。

第5条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約の履行に関連して、相手方から開示され又は知り得た相手方に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、又本契約の履行以外の目的のためにこれを使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報としては取り扱わないものとする。
 - (1) 開示の時に既に公知であった情報又は既に保有していた情報
 - (2) 開示後、開示を受けた者の責によらずに公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく、開示を受けた者が独自に開発した情報
- 2 前項本文の規定は、秘密情報の開示が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）に基づき義務づけられる場合又は関係当局から要請を受けた場合には、適用されない。但し、本項に基づく秘密情報の開示は、必要最小限の範囲で行なうものとし、事前に（事前に行なうことが法令上制限される場合には開示後速やかに）相手方に対してその旨を通知する。
- 3 いずれの当事者も、相手方当事者が求めた場合、相手方当事者が指定した秘密情報を返却又は廃棄しなければならないものとする。甲は、本契約が終了した時点で未払いの本対価がある場合、乙が秘密情報に関するすべての書面及び媒体並びにそれらの

複製物の返還をしない限り本対価の支払を拒絶することができるものとする。

第6条（遵守事項）

- 1 乙は、個人情報保護に関する法律、職業安定法等の関連する法令（法令、政令、ガイドライン等を含む。）に定める義務を遵守し、且つ候補者より氏名等の個人情報の取得及び利用について必要な同意を取得する等適法に本業務を履行するものとする。
- 2 乙は、本業務を履行するために必要となる一切の措置（法令により要請される許可の取得及び手続その他の措置を含むが、これらに限られない。）を取るものとする。
- 3 乙は、万一前二項に関して、第三者から甲に対して異議、苦情等の申立てあるいは実費又は対価の請求、損害賠償請求、配信停止請求等があった場合には、弁護士費用を含めて、乙の責任と負担においてこれを処理し、甲には一切迷惑、損害をかけないものとする（乙が甲の求めるところに従い、当該苦情、異議、損害賠償請求等のあった本件成果物の修正版、差し替え版等を改めて甲に納入することを含む。また、甲が当該苦情、異議、損害賠償請求等に対応した場合、これに要した費用その他の金銭的負担につき乙が補償することを含む。）。
- 4 前項にかかわらず、甲は自ら前項に定める第三者との紛争を裁判上又は裁判外その他方法の如何を問わず、解決することができるものとし、かかる解決に要した一切の費用（賠償金又は和解金その他の名称を問わず、甲が行った金銭的支出及び弁護士報酬を含む。）を乙に対して請求することができるものとする。但し、甲は自ら解決しようとする場合には、当該解決の方法・内容について事前に乙に通知するものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員で無くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、準暴力団に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び暴力団員等の共生者、密接関係者又は密接交際者を表す次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき

関係を有すること

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が第 1 項各号のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲又は乙は、自らが、第 1 項各号のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれかにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、前 3 項のいずれかの違反に起因して甲又は乙が損害を被った場合、相手方は当該当事者に対してかかる損害を賠償するものとし、本項に基づく解除権の行使によってもこれは妨げられない。
- 5 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務又は責任を負わないものとする。

第 8 条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約（第 8 条第 2 項及び第 3 項を除く。）に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反行為が是正されなかったとき
 - (2) 職業安定法その他本業務を遂行するに際し遵守すべき諸法令に違反し又は監督官庁より営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続（外国法上の手続を含む。）の開始の申立てをなし、又はなされたとき
 - (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手につき、不渡りとなったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- (6) 前3号の他、債務超過その財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (7) 解散の決議をしたとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続きを要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が判断したとき
 - (2) 甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡しようとしたとき又は譲渡したとき
 - (3) 発行済み株式に係る議決権の過半数が、甲の事業と直接競合する事業を行う第三者に取得されたとき
- 3 前二項の定めに拘らず、甲は30日前までに乙に書面をもって通知することにより、いつでも任意に本契約の全部又は一部を将来に向かって解約することができる。
- 4 甲は、本条第1項及び第2項に基づく解除をした場合、当該解除によって相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとする。
- 5 本条に基づき本契約を甲が解除した場合、甲に未払いの本対価があったときは、甲は、本対価の支払いを免れるものとする。

第9条（損害賠償）

- 1 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 前条に基づく解除権の行使は、本条に基づく損害賠償の請求を妨げないものとする。

第10条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を移転若しくは譲渡し、若しくは担保に供し、その他一切の処分をしてはならない。但し、会社法第5編で定める組織再編行為に基づく、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務の承継及び移転はこれに該当しないものとする。

第11条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、甲及び乙間の書面による合意がない限り効力を生じない。

第12条（本業務期間）

- 1 本契約に基づき乙が本業務を行う期間（以下「本業務期間」という。）は、本契約の締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までにいずれかの当事者より契約終了の通知のない限り、本業務期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後

も同様とする。

本業務期間が終了し本対価の支払いが完了した時点、又は本契約が解除された時点で本契約は終了するものとする。但し、第3条（対価の返還）、第5条（守秘義務）、第6条第3項（遵守事項）、第6条第4項（遵守事項）、第7条（反社会的勢力の排除）、第9条（損害賠償）、第13条（準拠法及び裁判管轄）、本条及び第14条（誠実協議）は、なおその効力を有するものとする。

- 2 本契約は、前2項にかかわらず、乙が本契約に基づき甲に紹介した候補者に関する限り、本業務期間終了後も、第2条に基づき本対価を支払うべき場合はその支払いが完了するまでの間、又は第2条に基づく本対価の支払義務が発生しないことが確定するまでの間、引き続き効力を有するものとする。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及びその解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとする。

本契約成立の証として本契約書正本1通を作成し、甲及び乙双方記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲：
住所
社名
代表取締役

乙：
住所 愛知県名古屋市東区主税町4丁目77番地
藤本ビル201号
株式会社Lien
代表取締役 杉浦 美穂



有料紹介事業者許可番号：23-ユ-302852